

独立行政法人男女共同参画機構中期目標（第1期案・国立女性教育会館第5期）比較表

(主務府省：内閣府・文部科学省)

独立行政法人男女共同参画機構中期目標（第1期）（案）	独立行政法人国立女性教育会館中期目標（第5期）
<p><u>(序文)</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 <法人の使命></p> <p>機構は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）第 3 条の規定のとおり、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第 8 条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第 2 条第 1 号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進に寄与することを目的とする独立行政法人である。</p> <p>我が国では基本法において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責</p>	<p>序文</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け <法人の使命></p> <p>会館は、独立行政法人国立女性教育会館法（平成 11 年法律 168 号）第 3 条の規定のとおり、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする独立行政法人である。</p> <p>我が国では男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）（以</p>

任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年●月●日閣議決定。以下「基本計画」という。)では、二つの政策領域（「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現」及び「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」が示されている。機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンター・オブ・センターズとしての役割を踏まえ、国、地方公共団体、男女共同参画促進施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画促進施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

＜法人の現状と課題＞

基本法の施行から約25年を経て、女性の就業率については、いわゆるM字カーブはほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大き

下「基本法」という。)において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)（以下「基本計画」という。)では、「I あらゆる分野における女性の参画拡大」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV 推進体制の整備・強化」の4つの政策領域が示されている。会館は、男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして役割を踏まえ、関係府省との連携を一層強化し、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させることが求められている。

＜法人の現状と課題＞

政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(1990年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女

な進捗があった一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる「L字カーブ問題」が続いている、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っているほか、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成や、多様かつ複合的な困難を抱える女性へのきめ細やかな支援の充実に取り組む必要がある。

このように、男女共同参画に関する課題が幅広く多様化する中で、総合的に男女共同参画社会の形成に取り組んでいくためには、機構は国の男女共同参画促進施策を推進するための中核的な機関としての機能を果たしていくことが求められる。

くわえて、我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域において、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げていくことにもつながり、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものである。機構は、地方公共団体等が取り組む、女性の起業支援や男性の家事・育児参画の促進、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備を含む働きがい・働きやすさを向上させるための職場づくりの推進、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの推進等を支援することを通じ、女性に選ばれる地域づくりを後押しし、ひいては、女性活躍の推進による地域経済の発展を実現するとと

性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標（以下「「2020年30%」目標」という。）を掲げ、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。基本計画においても、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取組を進めるとしている。

会館では、1977年に設立されて以来、女性教育指導者をはじめ、男性、若年層にも対象を広げ、さらに、大学や企業等とも連携を図り、基本法や基本計画等に基づき、女性教育・男女共同参画を推進する研修や教育・学習支援、専門的・実践的な調査研究や情報・資料の提供等を行うとともに、多年にわたり諸外国との連携（特にアジア地域における女性のエンパワーメントの貢献）に取り組んでおり、我が国における女性教育・男女共同参画を推進するネットワークと基盤を有している。

特に、研修事業では、調査研究など他事業の成果も活用して実践に結びつく専門性の高い研修を実施し、受講者から高い満足度を得ている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修方法は従来の集合型に限らず、オンライン型も活用しており、今後は、オンライン研修と集合研修を組み合わせた新たな研修スタイルを構築することが求められる。

もに、我が国社会全体の活性化に貢献することが求められる。

男女共同参画に関する課題や進捗状況は地域によって異なる中で、全国で男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、地域の実情を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されることが重要であり、そのためには、地域における様々な主体が相互に連携・協働し、地域の男女共同参画に関する個別の課題及びニーズへの対応を進めていくことが必要である。

こうした中、令和7年通常国会（第217回国会）において、基本法が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」及び「人材の確保等」が追加されるとともに、地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となるセンターの機能を担う体制の確保に努めること、機構が同センターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと等が規定された。

これにより、我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を速やかにかつ強力に支援するセンター・オブ・センターズとして、センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援やセンターを行う好事例・先進事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要な調査研究、諸外国との連携

男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、果たすべき役割や意義は大変大きい。限られた資源を有効に活用して最大限の効果を出すため、効率的に会館を運営することが求められる。

などを機関が行うことにより、全国各地のセンターの機能強化を図り、
地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や
行動変容を後押ししていくことが重要である。こうした機能を機関が
最大限発揮するためには、所要の人員及び予算等のリソースを確保し
つつ、効率的に運営を行うことが求められる。

機関の前身法人においても、女性の資質や能力向上を図るため、地方
公共団体の職員や地域の男女共同参画社会の形成を担う女性団
体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を
実施してきたが、機関においても引き続きこれまで培ってきた男女共
同参画促進施策に関する知見やネットワークといった強みを最大限に
生かしていく必要がある。一方、女性教育の観点から研修施設の運営や
当該施設における研修の実施を中心に業務を実施してきた前身法人に
比べ、機関の目的及び業務の範囲は大きく拡大していることを踏まえ、
企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会
のデジタル化の進展などに対応した、特定の場所や方法にとらわれな
い多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務であ
る。

＜法人を取り巻く環境の変化＞

新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女に関わらず社会的・経
済的に大きな影響をもたらしている。配偶者等からの暴力や性暴力
の増加・深刻化への懸念、また、雇用・所得への影響は特に女性に
対して強く表れており、ポストコロナを見据え、男女共同参画社会

	<p>の実現に向けて強力に取り組むことが必要である。一方で、この影響を負の側面のみならず変革の好機としても捉え、社会や人々の生活様式の変容を踏まえた、研修や調査研究事業等を行うことが必要である。研修事業に関しては、第4期中期目標期間中から、eラーニングを活用した動画配信と連携した取り組みを実施しており、今後は、オンライン研修と集合研修それぞれの利点を生かした、新たな研修体系を構築することが必要である。</p> <p>また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5では、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが記載されており、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援に関しても、取組を強化することが求められている。</p> <p>＜中期目標期間における取組等＞</p> <p>以上の機構の使命や現状と課題を踏まえ、次の①から⑥までの取組を実施することが期待される。</p> <p>また、取組の実施の際には、業務の具体的な範囲や重点事項、重み付けの整理を行った上で、適切な時間軸を設定した中期計画期間のロードマップを策定するとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努める。</p> <p>＜次期中期目標期間における取組等＞</p> <p>これらの会館の使命や現状と課題等を踏まえ、以下の取組を実施することが期待される。</p>
--	--

① 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進
男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体（研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等）（以下「関係者」という。）が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促す。

② 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援を行う。

③ 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるよう、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎

・ 新型コロナ感染症の影響による社会の変容を考慮しつつ、基本計画等で示された政府の政策に基づき、女性がその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけることができるよう、女性のみならず 男性、若年層も対象に男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるなど、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進する。特に、若年層に対して男女共同参画意識の醸成を図る取組の充実を図る。

・ 第4期中期目標期間に引き続き、国、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携の強化を図りつつ、男性、若年層等も対象に幅広い事業展開を実施するとともに、多年にわたり蓄積した様々な資源を有効に活用して、国内外へのネットワーク構築を一層推進する。

・ 政策・方針決定への女性の参画拡大を推進するため、関係府省等と連携し、組織やリーダー等の意識改革や女性の活躍のための環境整備に努める。また、子供たちにとって身近な存在である教育分野における女性管理職登用を促す研修や、調査研究を引き続き実

知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野(経済、福祉、教育、防災等)との連携方法など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施を行う。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

⑤ 国際的な情報収集や発信

国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元する。

⑥ 業務実施に当たっての留意事項

施するとともに、教育委員会や男女共同参画センターとも連携し、学校等において子供たちに対して男女の平等を推進する教育・学習に資する研修の充実を図る。

・ 将来にわたり、男女共同参画社会の形成を促進するためには、「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs) ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえて、災害や貧困、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性を支援するため、女性関連施設等の相談員への研修の充実を図る。

・ ポストコロナを見据えて、オンライン研修と集合研修を併用した

上記の取組を実施するに当たっては、オンラインの利点を生かした多様なスタイルの研修や調査研究等、デジタル化の進展を踏まえた実施方法を検討するほか、対面型の研修や関係者相互の連携促進の取組を機構の職員が全国各地に出向く形で実施するなど、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開する。

組織及び業務運営に関しては、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努める。また、理事長のリーダーシップの下、機構が発足した背景や意義、果たすべき役割や課題を全職員が共有の上、迅速に取り組む。あわせて、内部統制等の継続的な見直しやDX等の推進により、業務の徹底した効率化を図るとともに、個々の職員のスキルアップ・専門性の向上を促す。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進
基本計画において、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、

新たな研修体系を速やかに構築するとともに、研修事業に限らず、広報・情報発信や調査研究の成果などについても、より効果的にICTを活用して、国内外のステークホルダーに対して広く周知するなど、広報活動の強化を図る。

・ 組織及び業務運営に関しては、引き続き、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努めること。さらに、組織規模を踏まえ理事長のリーダーシップのもと、会館が果すべき役割や課題を職員全員が共有し、迅速に取り組むなど内部統制等の継続的な見直しや電子化等に取り組み、業務の徹底した見直しと効率化を図る。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

関係者相互の連携・協働を図ることが重要であるとされている。

特に、男女共同参画に関する課題やニーズは地域ごとに様々であることから、関係者が連携・協働しながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題やニーズへのきめ細かい施策・取組を進めていくことが必要である。

そのため、センターを中心に、その他の関係者とともに地域課題を考えるワークショップを開催するなど、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構がセンター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有する。

(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

機構は、センターを拠点とする地方公共団体における男女共同参画主管部局、商工、教育、福祉、防災等の関連部局及びその他の関係者とのネットワーク構築を支援することで、地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画の推進のための基盤づくりに取り組む。

具体的には、男女共同参画社会の形成に関わる関係者が一同に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場を設ける。

また、各センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識について、地域ブ

ロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、ノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行う実践的な情報共有及び意見交換の場を設けることにより、各地域におけるセンター等の間のネットワーク構築や連携強化を図る。

【指標】

- ・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワークの構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。
- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催する。

(2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携の方法等に関する好事例・先進事例の収集を行うほか、これらの事例についてセンター等への情報発信・横展開を行うとともに、専門人材の分野や実績等を掲載した専門人材情報バンクを作成する。特に、女性の経済的自立の実現のために、女性の起業支援や地域の意識改革等に係る専門人材の情報を優先的に収集し、センター等の求めに応じ、マッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

【指標】

- ・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成する。
- ・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

(3) センター等に対する助言等

センター等に対して、有識者や機構の職員を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業の実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。

特に、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、センター等が地域の企業や経済団体向けの講座や学校における出前講座を実施するための基本的な教材や効果的な広報啓発のノウハウ等を提供し、センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修を実施することを支援する。

【指標】

- ・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に 150 件以上実施する。

【重要度：高】

全国各地で男女共同参画・女性活躍を推進するためには、地域における男女共同参画・女性活躍に関する多様な関係者が連携・協働して取り組むことが重要であるため。

2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

基本計画において、地域により男女共同参画に関する情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体その他の関係者と連携して、地域における広報啓発活動の一層の推進を図ることが必要であるとされており、機構は、男女共同参画社会の形成の促進に当たってのナショナルセンターとして、保有する資料を活用しながら、男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、センター等における資料の充実を図るため、こうした資料をセンター等に共有し、男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、関係機関等と連携して分かりやすく提供し、国内外への広報啓発活動を充実・強化する。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

(1) 男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供

男女共同参画や女性活躍について、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、関係者において、情報を有効に活用し、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう整理・提供する。その際、センターの職員等の利用ニーズの高い資料について、機構が保有する資料をデジタル化するとともに、電子書籍の購入を優先的に進め、各センター等において広く活用できるようにする。また、収集した資料を活用して男女共同参画社会の形成の促進について国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

【指標】

・中期目標期間中に延べ 170 か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸し出す。

(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進

男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存の方針に基づいて全国から収集し保存する。

また、保有する資料のデジタル化を進め、オンラインによるアーカイブ展示を実施する。

【指標】

- ・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化する。
- ・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施する。
- ・中期目標期間中に延べ75か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

（3）積極的な広報啓発活動の充実・強化

機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。ＳＮＳの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

【指標】

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成する。

3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実

1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

<p>施</p> <p><u>基本計画において、持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠であるとされており、センター等が地域の拠点として男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の育成を進めることが重要である。そのため、機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別の研修プログラムや、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等について、研修プログラムを開発・実施することにより、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施における専門性向上を図る。</u></p> <p><u>また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。</u></p> <p><u>オンライン研修について、受講者の利便性を高め、多くの受講を可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。</u></p> <p><u>また、研修の一部のコンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。</u></p> <p>(1) センター職員等の育成・専門性向上</p>	<p><u>(政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)</u></p> <p><u>「2020年30%」目標については、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況であるが、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されており、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させが必要である。そのため、基本計画を踏まえ、会館が中期計画で定める研修体系に基づき、重点的に実施すべき研修を以下の通り定める。また、国立青少年教育振興機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構及び会館の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。</u></p> <p>(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成</p>
--	---

センター等の職員等の初任者を対象とした基礎的な研修の更なる充実を図る。具体的には、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べるような研修プログラムを開発・充実し、研修を実施する。

さらに、現下の諸課題に応じて研修プログラムを充実させるとともに、これらの研修を分野別及びレベル別に体系化することで、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。

【指標】

- ・中期目標期間中に、延べ 30 以上の研修を実施する。
- ・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。
- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

地方公共団体や男女共同参画センター等地域において、女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業や大学・学校等の組織において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等男女を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて、関係機関と連携して実践的に学習する機会を提供する。

また、女性の活躍のための環境整備を推進するため、オンラインも活用した参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。

【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

<p>(2) <u>地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上</u></p> <p>センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。</p> <p>教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関する現状や課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。</p> <p>また、教育委員会やセンター等と連携し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修の充実を図る。</p> <p>女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員等向けや、デジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに、関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。</p>	<p>(2) <u>教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進</u></p> <p>教育分野における指導的地位（校長や副校長・教頭）に占める女性の割合は年々増加しているが、第4期基本計画成績目標に記載する「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」の「20%以上」には届いていない。また、学校における管理職に占める女性の割合をみると、都道府県等により差が生じている現状がある。</p> <p>我が国において男女共同参画社会の取組が進まない要因の一つに、社会全体において 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していると考えられており、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であると、基本計画にも記載されている。子供たちにとって、教職員は最も身近なロールモデルの一つであり、教育現場において男女共同参画の推進を図ることは極めて重要である。基本計画では、指導的地位（校長や副校長・教頭）への女性の登用、特に、校長への女性の登用や女性管理職割合の低い地域への取組の推進、さらに、校長をはじめとする教員への研修の充実を図ることが求められている。そのため、女性教員の管理職登用の促進に資する取組の好事例などに関する調査研究の成果を活用するとともに、教育委員会や初等中等教育諸学校等の管理職・教職員に対して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を含め</p>
--	---

	<p><u>た研修を実施し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の充実を図る。併せて、オンラインを活用した参加者同士のネットワークの構築を図る。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。 ・アンケート調査等では、<u>課題等の改善点</u>に関する調査も行い、<u>研修等の見直しを図ること</u>。 <p>(3) 困難な<u>状況に置かれている女性</u>を支援するための人材の育成</p> <p><u>「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響は大きく、困難な課題に直面する女性に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行う人材の養成が不可欠である。そのため、関係府省等と連携し、男女共同参画センター等において、困難な状況に置かれている女性を支援する人材育成を支援するために、</u></p>
--	--

	<p><u>専門的知識・技能の向上を図る研修を実施する。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。 ・アンケート調査では、<u>課題や今後の要望</u>に関する調査も行い、<u>必要に応じて研修等の見直しを図る</u>。 <p>(4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症や自然災害などは、全ての人の生活を脅かすと同時に女性と男性に対して異なった社会的・経済的な影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。こうした性別による影響などを踏まえて、男女共同参画の推進に影響を与える新たな課題等に対応した研修の実施・支援に取り組む。</u></p> <p><u>なお、実施したプログラムについては、研修参加者へのアンケート調査等を実施するほか、その新規性と積極性を踏まえ、そのプログラムが男女共同参画を推進する上で効果的であるなどの観点から評価を行う。</u></p> <p>【重要度：高】</p>
--	--

	<p><u>男女共同参画を推進するためには、地方公共団体、男女共同参画センター、企業などの民間団体等多様な分野における女性活躍や男女共同参画を推進するリーダーを育成し、その力量を形成・向上させるとともに、実際の業務に役に立つことが効果的であるため。特に、子供への影響も大きい教育分野における男女共同参画の推進は重要な取組である。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害により困難な課題等に直面する女性に対する支援の必要性が高まっているため。</u></p> <p>2 男女共同参画社会の実現に向けた<u>基盤整備のための調査研究の実施</u> <u>(政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)</u></p> <p>基本計画では、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要であるとされており、会館では、中期計画で定めるロードマップに基づき、男女の置かれている状況を客観的に把握するための調査研究を実施する。</p> <p><u>初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や、初等中等教育分野における男女共同参画の促進、持続可能な開発目標</u></p>
--	---

<p>また、各地域によって、男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、それについてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要である。</p> <p>そのため、機構は地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化するため、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行うとともに、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。</p> <p>また、センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。</p> <p>さらに、各センター等が把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果について関係者へ共有する。</p> <p>そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究に加え、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。</p> <p>調査研究で把握された現状と課題の成果は、地域における関係者</p>	<p>(SDGs)に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。</p> <p>また、基本計画において、国際連合統計部が各種統計の作成過程にジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘していることを踏まえ、ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る。</p> <p>さらに、女性のキャリア形成や意思決定過程への参画について調査研究を行うとともに、男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究を実施する。</p> <p>調査研究で把握された現状と課題等の成果は、研修プログラムの作成等に活用することとし、当該目標期間中に、時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。</p>
--	---

間での連携促進や研修プログラムの作成等の基盤として活用する。

【指標】

- 中期目標期間中に調査研究を延べ 10 件以上実施する。
- 調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機関における研修プログラムの企画・開発の資料として活用する。
- 調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機関の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

【重要度：高】

我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域によって、男女共同参画社会の形成に係る状況や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、その状況や課題についてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要であるため。

【困難度：高】

センター等において、統計調査の実施や調査に必要なセンター等内

【指標】

- 中期目標期間中に調査研究を5 件以上実施する（平成 28～令和元年度実績：5 件）。
- 調査研究から把握された課題や実態を、研修プログラムの企画・開発を行う際の参考として活用する。また、調査研究のプロセス、または各年度の研修への活用状況について評価できるような目標を中期計画で設定し、外部の有識者の評価を受け、研究内容の改善を図るとともに、研究成果の普及についての助言を得る。

外の組織との連携のノウハウの不足等により、地域間での比較分析等
ができないといった課題がある中で、センター等が地域における男女
共同参画・女性活躍に関する現状と課題を可視化・把握するためには、
機構として、全国の各地域単位の多様な統計データについて把握・分析
することが必要となるため、困難度は高い。

3 広報活動の強化と効果的な情報発信

(政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標 1－6
男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)

基本計画において、会館の役割として、男女共同参画に関する
専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、
男女共同参画社会の形成の促進を図ることが挙げられており、男
女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広
く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始
めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる
環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や関係
府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情
報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携
してわかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の收
集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成
果の還元を図る。

さらに、国内外のより多様な主体への広報・情報発信を充実・

	<p><u>強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。</u></p> <p><u>(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信</u></p> <p><u>女性の活躍推進や男女共同参画に関連する施策等について、引き続き、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、地方公共団体、企業、大学、学校等を始めとした機関等において、関係者が情報を有効に活用し、男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげられるよう整理する。</u></p> <p><u>また、女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースの整備充実を図り、広く国民に対してわかりやすく情報発信を行う。</u></p> <p><u>【指標】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上（平成28～令和元年度実績：データベース化件数 110,669件）。</u> <u>・中期目標期間中にのべ150か所以上の男女共同参画センターや大学等に女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う（平成28～令和元年度実績：のべ142か所）。</u>
--	---

(2) 女性教育・男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

女性教育等に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存の方針に基づいて全国から収集し保存する。

【指標】

- 女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上データベース化する。アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ30機関以上と連携して実施する（平成28～令和元年度実績：連携機関数31機関）。
- これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカイブを所有する施設間のネットワーク形成に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。
- アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化

会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事

長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICT の活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。

また、民間企業や大学等の多様な主体別・目的別の情報提供を図るとともに、大学等における男女共同参画イベント情報等の女性情報ポータルを充実させることにより、大学・民間企業等に対する情報発信を強化する。なお、ターゲットごとの具体的な広報及び目標値等については、広報計画に記載する。

さらに、多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館で実施する研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。

【指標】

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に 45 万件以上達成する。(平成 28~令和元年度実績 : 44 万 7 千件 (年平均))
- ・調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、会館の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、わかりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

【重要度 : 高】

女性の活躍や男女共同参画を推進するためには、より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化を早急に図る必要があるため。

5 国際的な情報収集や発信

基本計画において、国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要があるとされている。機構は、男女共同参画・女性活躍推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を行う。

また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を海外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

【指標】

- 中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施する。

4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献

(政策目標1新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標1－6

男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)

会館は、男女共同参画推進のための我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、アジア地域等における女性のエンパワーメントの貢献に資するため、引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を実施する。

また、諸外国の関係機関との連携等を通じて収集した男女共同参画に係る国際的な課題や取組の状況を、国内にフィードバックすることにより、国際的課題の解決に向けた取組を推進する。

引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を諸機関と連携をはかりつつ実施する。

【指標】

- 中期目標期間中に、国際関係事業を10件以上実施する(平成28～令和元年度実績：10件)。

(1) 国際的な情報収集と情報発信

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で取り上げられている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組に関する情報のうち男女共同参画促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信する。また、これまでに構築した海外の政府機関等との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施する。

【指標】

- セミナー参加者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

(2) 諸外国における人材育成

基本計画の重点分野「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015年に国連で採

(1) アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成

基本計画の重点分野「11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030」の達成、及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画に関する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、SDGsのジェンダー主流化や17のゴールに基づき、日本及びアジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材を育成に資するセミナーを開催する。

【指標】

- 毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

(2) 国際的課題への対応

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で求められている課題（女性

<p><u>選された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関する国際的な取組に貢献することが求められている。</u></p> <p><u>このため、SDGs の 17 のゴールに基づき、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材育成に資するセミナーを開催する。</u></p>	<p><u>の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、ジェンダー平等政策の先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組における女性支援施策の情報を収集する。</u></p> <p><u>また、これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施する。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー参加者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。 アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。 アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。 <p>5 横断的に取り組む事項</p> <p><u>(政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標 1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)</u></p> <p><u>男女共同参画社会の実現に向けて、会館は上記のⅢ～Ⅳに掲げる事業を有機的に結び付けて取組を行うことが特に重要であり、各事業において、国内外の関係機関との連携を一層強化する。</u></p> <p><u>社会に対して幅広くアプローチし、多様な主体に対して会館の取</u></p>
---	--

組を積極的に発信し、会館の活動への理解の浸透を図り、男女共同参画社会の実現に貢献する。

また、男女共同参画推進のためには、男女が希望するときに希望する場所で学ぶことができる機会を提供することが重要である。このため、幅広い教育・学習機会の提供のために e ラーニングを始めとした ICT の活用を推進する。

これらの取組を事業横断的に推進する。

(1) 国内外の関係機関等との連携・ネットワークの強化、若者の理解促進

会館は、男女共同参画を推進するためのナショナルセンターとして、地方公共団体、大学・学校等の教育機関、学会等の学術関係団体、経済団体、企業、男女共同参画センター、女性団体、海外の機関等と分野横断的に連携し、ネットワークの構築を図り、関係機関との連携を強化する。

会館では、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献の取組を実施するにあたり、より多様な主体へ積極的に広報を行う中で、若者の男女共同参画に関する意識・意見を把握するとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要であるため、女性に限らず男性への理解促進の取組も進める。

【指標】

・中期目標期間中にのべ 120 機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施する（平成 28～令和元年度実績：のべ 118 機関）。

(2) ICT の活用による教育・学習支援の推進

これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的・理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、e ラーニングやオンライン研修等による教育・学習支援を行う。

【指標】

・オンライン研修については、会館で実施する研修等の内容の一部又は全部について、オンデマンド配信を中期目標期間中に 40 件以上実施する（平成 28～令和元年度実績：25 件）。

【難易度：高】

男女共同参画をさらに進めていくためには、男性や若年層の理解をさらに進める必要がある。また、これまで試行的・先駆的に ICT の活用や e ラーニング教育に取り組んできており、デジタル技術の急速な進化に伴い変容する社会環境において、より幅広い学習者層を対象に、適切な ICT の活用やオンラインによる教育・学習支援プログラムを推進する挑戦的なものとなることから、難易度は高い。

<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費等の合理化・効率化</p> <p>業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び業務の電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し及び効率化を図る。</p> <p><u>その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、退職手当、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費及び退職手当を除く。）についても初年度に比して同額以下とするよう、今中期目標期間中に効率化を図る。</u></p> <p>2 調達等の合理化</p> <p>契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、<u>経済性、公正性及び透明性</u>を確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び<u>機構</u>の 4 法人は、効果的・効</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務効率化に関する取組</p> <p>(1) 経費等の合理化・効率化</p> <p>業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し、<u>効率化を図ること</u>により、一般管理費（公租公課を除く。）については、<u>令和 2 年度と比して 5 %以上</u>、業務経費（<u>公共施設等運営事業等関係経費を除く。</u>）についても<u>令和 2 年度と比して 5 %以上</u>、今中期目標期間中に効率化を図る。</p> <p>(2) 調達等の合理化</p> <p>契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、<u>コストを削減し公正性、透明性</u>を確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び<u>会館</u>の 4 法</p>
---	--

<p>率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p>	<p>人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p>
<p><u>3 給与水準の適正化</u></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、<u>業務特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め</u>、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p><u>(3) 給与水準の適正化</u></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。</p>
<p><u>4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善</u></p> <p><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）</u>にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。</p>	
<p><u>V 財務内容の改善に関する事項</u></p> <p><u>1 予算執行の効率化</u></p> <p>独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する（仮に、中期目標期間中又は年</p>	<p><u>V 財務内容の改善に関する事項</u></p> <p><u>1 予算の適切な管理と効果的な執行</u></p> <p><u>(1) 予算執行の効率化</u></p> <p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p>

度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。)。

2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

(2) 自己収入の拡大等

受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。

また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、役職員のモチベーション・使命感の向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制

<p><u>事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。</u></p>	<p>等の継続的な見直しを図る。</p>
<p>2 <u>公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ体制の充実</u></p> <p><u>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。</u></p> <p><u>情報セキュリティについては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。</u></p>	<p>2 <u>業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ体制の充実</u></p> <p><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。あわせて、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</u></p> <p><u>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</u></p>
<p>3 <u>人事に関する計画</u></p> <p><u>職員の専門性を高めるため研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。</u></p> <p><u>また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流や客員研究員制度の活用により、研究職員等を確保し組織の活性化を図る。</u></p> <p><u>また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要な柔軟な人材の配</u></p>	<p>3 <u>人事に関する計画</u></p> <p><u>職員の専門性を高めるため研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。</u></p> <p><u>さらに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配</u></p>

<p><u>置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。</u></p> <p>4 長期的視野に立った施設・設備の整備等</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目途に撤去すべく、必要な準備を行う。</p>	<p><u>置するとともに、人事交流等により、研究職員やデジタル人材等を確保し組織の活性化を図る。そのため、人材確保・育成方針を策定しその取り組みを進める。</u></p> <p>4 長期的視野に立った施設・設備の整備等</p> <p><u>長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目途に撤去すべく、必要な準備を行う。</u></p> <p><u>女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により、多様な主体による施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。研修施設の利用率について、中期目標期間中に50%以上を達成する（施設全体利用率の平成28～令和元年度平均実績：50.8%）。</u></p> <p><u>なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。</u></p>
--	--

5 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。